防衛庁訓令第86号

再任用に関する訓令を次のように定める。

平成12年８月８日

防衛庁長官　虎　島　和　夫

再任用に関する訓令

改正　平成13年１月６日庁訓第２号
平成18年３月27日庁訓第12号
平成18年７月28日庁訓第83号
平成19年１月５日庁訓第１号
平成19年８月30日省訓第145号
平成27年10月１日省訓第39号
令和元年12月３日省訓第27号
令和４年３月15日省訓第８号
令和５年３月30日省訓第21号
令和６年３月29日省訓第55号

（趣旨）

第１条　この訓令は、再任用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　再任用　自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第45条の２第１項の規定により採用することをいう。

⑵　再任用隊員　法第45条の２第１項の規定により採用された隊員をいう。

⑶　官房長等　大臣官房長、人事教育局長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官をいう。

⑷　任命権者　法第31条第１項の規定により隊員の任免について権限を有する者をいう。

（隊員への周知）

第３条　官房長等は、所部の隊員に対して、再任用に関する事項を周知させるように努めなければならない。

（選考）

第４条　法第45条の２第１項に規定する選考は、当該選考により採用しようとする官職に係る任命権者が行うものとする。

２　法第45条の２第１項に規定する選考は、従前の勤務実績のほか、当該選考により採用しようとする官職に必要な資格の有無並びに身体及び体力の検査の結果に基づき行うものとする。

（選考の結果の通知）

第５条　任命権者は、前条の規定により採用候補者を決定した場合には、書面で採用候補者にその採用（採用内定を含む。）その他必要な事項を通知しなければならない。

（任期の更新の通知）

第６条　任命権者は、再任用隊員の任期の更新（法第45条の２第２項に規定する任期の更新をいう。以下同じ。）を決定した場合には、書面で再任用隊員に対し任期の更新（任期の更新の内定を含む。）その他必要な事項を通知しなければならない。

（任命権者以外の者が行う再任用隊員の補職替え）

第７条　再任用を行った任命権者以外の者が再任用隊員の補職替えをするときは、再任用を行った任命権者の承認を受けなければならない。

（自衛官が従事する業務）

第８条　法第45条の２第１項に規定する教育、研究、補給その他防衛大臣の定める業務は、別表のとおりとする。

（報告）

第９条　官房長等は、毎年５月末日までに、前年度における再任用及び再任用の任期の更新の状況を防衛大臣に報告しなければならない。

（委任規定）

第10条　この訓令の実施に関し必要な事項は、官房長等が定める。

附　則
この訓令は、平成13年４月１日から施行する。
附　則（平成13年１月６日庁訓第２号）（抄）
１　この訓令は、平成13年１月６日から施行する。
附　則（平成18年３月27日庁訓第12号）（抄）
１　この訓令は、平成18年３月27日から施行する。
附　則（平成18年７月28日庁訓第83号）（抄）
１　この訓令は、平成18年７月31日から施行する。
附　則（平成19年１月５日庁訓第１号）（抄）
（施行期日）
１　この訓令は、平成19年１月９日から施行する。
附　則（平成19年８月30日省訓第145号）（抄）
（施行期日）
１　この訓令は、平成19年９月１日から施行する。
附　則（平成27年10月１日省訓第39号）（抄）
（施行期日）
第１条　この訓令は、平成27年10月１日から施行する。
附　則（令和元年12月３日省訓第27号）
この訓令は、令和元年12月３日から施行する。
附　則（令和４年３月15日省訓第８号）
この訓令は、令和４年３月15日から施行する。
附　則（令和５年３月30日省訓第21号）
１　この訓令は、令和５年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和５年３月３０日から施行する。
（経過措置）
２　暫定再任用（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和３年法律第６１号。以下「令和３年国公法等改正法」という。）附則第９条第１項若しくは第２項又は第１０条第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。）に関する事項の隊員への周知、選考の結果の通知、防衛大臣への報告及び委任規定については、再任用に関する訓令第３条、第５条、第９条及び第１０条の規定を準用する。
３　令和３年国公法等改正法附則第９条第１項若しくは第２項又は第１０条第１項若しくは第２項に規定する選考は、当該選考により採用しようとする官職に係る任命権者が行うものとする。
４　前項に規定する選考は、自衛隊法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第２５号）附則第３条第４項第２号に規定するその他暫定再任用を行う官職の職務遂行上必要な資質及び能力として、健康診断の結果を用いるものとする。
５　暫定再任用隊員（令和３年国公法等改正法附則第８条第４項に規定する暫定再任用隊員をいう。）の任期の更新の通知については、再任用に関する訓令第６条の規定を準用する。
附　則（令和６年３月29日省訓第55号）
この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

別　表（第８条関係）

自衛官が従事する業務

区　分	内　　容
教　　育	防衛大学校、防衛医科大学校、学校及び教育訓練関係の部隊における教育訓練の業務（操縦士及び航空士に対する航空機に搭乗して行う教育訓練の業務は、人事教育局長が別に定める。）
研　　究	部隊の運用等に関する調査研究及び装備品等の研究開発の業務
補　　給	装備品等の補給の業務
総　　務	公文書の接受、発送、編集及び保管、文書の審査、統計等の業務
渉外・広報	渉外及び広報の業務
法　　務	訴訟、損害賠償及び損失補償並びに法令の調査及び研究の業務
会　　計	経費及び収入の予算、決算及び会計並びに装備品等及び役務の調達の業務
監　　査	会計の監査の業務
人　　事	隊員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事の事務
募　　集	隊員の募集の業務
厚　　生	隊員の福利厚生及び隊員に貸与する宿舎の業務
給　　養	隊員の給養の業務
援　　護	隊員の再就職の援助の業務
警　　務	司法警察職員としての職務及び警護、交通統制等の保安職務の業務
情　　報	資料及び情報の収集整理等の業務
保　　全	秘密の保全の業務
検　　査	装備品等の検査及び試験の業務
監　　察	監察の業務
安　　全	安全及び事故調査の業務
分　　析	数理的分析評価の業務
サイバー・通信・電子	サイバーセキュリティの確保に関する業務並びに通信器材、電波器材及び電子計算機並びにこれらに付随する器材の運用及び整備の業務
輸　　送	輸送の業務
施　　設	飛行場、港湾その他の施設の取得及び管理の業務
気象・海象	気象及び海象の業務
整　　備	装備品等の整備の業務
音　　楽	音楽の演奏の業務

衛　　生	保健衛生及び医療の業務
港　　務	支援船の管理及び運用の業務
航空交通管制	航空交通管制、飛行管理及び飛行支援管制の業務（海上自衛隊の使用する船舶で実施する業務を除く。）
船舶乗組	補助艦に乗り組んで行う船務科、航海科、観測科、砲雷科、水雷科、運用科、敷設科、潜水科（潜水員業務を除く。）、飛行科（操縦士業務を除く。）、航空標的科、機関科、補給科、衛生科及び測定科並びに補助艦２以上をもって編成する隊の業務
飛行点検	航空保安施設及び航空管制施設の飛行点検に関する業務